

さいたま市契約公報

第7号

令和2年4月15日発行

発行所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市役所

(財政局契約管理部契約課)

目次

特定調達契約に係る一般競争入札の公告（5件）

- さいたま市庶務事務システム構築業務…………… 2
- さいたま市防災ガイドブック（令和2年改訂版）の印刷…………… 6
- 小型水槽付消防ポンプ自動車…………… 10
消防団消防ポンプ自動車…………… 10
- さいたま市立高砂小学校外56校電話設備機器賃貸借…………… 13
- 協働学習用ソフトウェア賃貸借（R2～小35校・中21校）…………… 17

特定調達契約の落札者等の公示

- ・さいたま市帳票印刷業務…………… 21
- ・さいたま市データエントリ業務…………… 21
- ・さいたま市国民健康保険システム保守業務…………… 21
- ・さいたま市本庁舎外清掃業務…………… 21
- ・令和2年度さいたま市福祉及び子育て支援医療費支給データ処理業務…………… 22
- ・さいたま市療育センターさくら草送迎バス運行業務…………… 22
- ・さいたま市クリーンセンター大崎ごみ搬入管理業務…………… 22
- ・さいたま市食肉中央卸売市場で使用する電気…………… 22
- ・消防救急デジタル無線移動局装置保守業務…………… 22
- ・消防救急デジタル無線基地局設備保守業務…………… 22
- ・さいたま市収納データ作成等処理業務…………… 22
- ・さいたま市教職員人事給与システム運用保守業務…………… 23

一般競争入札の告示（15件）

- さいたま市マイナポイント事業関連支援業務…………… 23
- さいたま市マイナポイント事業周知チラシ配布業務…………… 26
- さいたまシティスタット基盤の環境構築及び運用支援等…………… 29
- さいたまシティスタット基盤ソフトウェア賃貸借…………… 32
- さいたまシティスタット基盤ハードウェア賃貸借…………… 35
- さいたま市東京事務所OA機器賃貸借…………… 38
- さいたま市岩槻消防署鋼製什器の購入…………… 41
- 資機材搬送車（アルミバン）の購入…………… 43
資機材搬送車（平ボデー）の購入…………… 43
- 中学校デジタル教科書の購入…………… 46
- さいたま市軽自動車税申告書データ入力等補助業務
（令和3年度当初課税分）…………… 49

○さいたま市納税催告センター呼びかけ等業務	5 2
○さいたま市市議会だより企画編集業務	5 6
○さいたま市立仲本小学校仮設校舎賃貸借	6 0
○さいたま市立浦和別所小学校仮設校舎賃貸借	6 4
○さいたま市立大谷場東小学校仮設校舎賃貸借	6 8

変更（1件）

○令和2年4月15日付けさいたま市契約公報第7号中 さいたま市告示第585号の変更	7 2
--	-----

[水道局]

特定調達契約の落札者等の公示

・さいたま市水道局東部配水場で使用する電気	7 3
さいたま市水道局西部配水場で使用する電気	7 3
さいたま市水道局北部配水場で使用する電気	7 3
さいたま市水道局尾間木配水場で使用する電気	7 3
さいたま市水道局白幡配水場外1か所で使用する電気	7 3
・さいたま市水道局水道総合センターで使用する電気	7 3
・次亜塩素酸ナトリウム（単価契約）	7 3
・水道局基幹系システム管理業務	7 3
・水道局基幹系システム機器管理業務	7 3
・水道料金及び企業会計システムに係る電算処理等業務（単価契約）	7 3
・マッピングシステム更新業務（単価契約）	7 4

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

さいたま市公告（調達）第38号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和2年4月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市庶務事務システム構築業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

令和2年8月1日から令和4年10月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和2年度さいたま市の特定調達契約に係る業務委託の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業務「電算」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に同業務で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該業務について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和2年5月1日（金）までに資格審査の申請を行うこと。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 国、都道府県、政令市又は中核市において、庶務事務システムの構築及び運用業務を行った実績があることを証明した者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局人事部人事課
担当 人事係 電話 048(829)1090
- (2) 交付期間
公告の日から令和2年5月21日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）
- (3) 交付費用
無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
3(2)に同じ

- (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付方法
全て郵送とする。
 - (2) 交付日
令和2年5月27日(水)までに交付するものとする。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法
総合評価落札方式で行う。提出資料作成要領を参照のうえ技術提案書等の書類を提出すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 提案書類の提出方法
入札説明書のとおり。
 - (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先
 - ア 受領期限
令和2年7月15日(水)必着。書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。
 - イ 送付先
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局人事部人事課
 - (4) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
令和2年7月17日(金)午前10時30分
 - イ 場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下1階第2会議室
 - (5) 入札保証金
見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。
 - (6) 開札の日時及び場所
 - ア 日時
令和2年7月17日(金)入札終了後、直ちに行う。
 - イ 場所
6(4)イに同じ
 - (7) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、落札者決定基準に基づいて評価委員が審査した技術点と入札価格を評価する価格点により算出した次に掲げる方法により、総合評価点数の最も高いものを落札者とする。

ア 総合評価点数の算式

総合評価点数＝価格点＋技術点

イ 価格点と技術点の配点

(ア) 価格点 600点

(イ) 技術点 1,800点

ウ 価格点の算式

価格点＝{1－(入札価格×1.1)÷予定価格}×600

なお、入札価格は各入札者の入札金額とする。

エ 技術点の評価項目

(ア) 技術提案書評価 900点

(イ) 機能要件回答評価 400点

(ウ) 別途調達分見積金額評価 500点

(ア)、(イ)及び(ウ)の詳細は、入札説明書の別添、落札者決定基準による。

(8) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局人事部人事課

電話 048(829)1090 FAX 048(829)1998

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市総務局人事部人事課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Contract for tender:

Construction of Saitama City's general affairs system

(2) Date and time of tender:

July 17, 2020, 10:30 a.m.

(3) Contact point for the notice:

Personnel Division, Department of Personnel Affairs, General Affairs Bureau,
Saitama City

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1090

さいたま市公告（調達）第39号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和2年4月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市防災ガイドブック（令和2年改訂版）の印刷

(2) 納入場所

市報配達業者が保有する倉庫及び市が保有する倉庫

(3) 数量・特質等

ア 数量 637, 200部

イ 特質等 入札説明書による。

(4) 納入期限

令和2年8月20日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和2年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「印刷」内の営業種目「一般印刷」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所

定の様式により、令和2年4月30日（木）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

公告の日から令和2年5月12日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年5月21日（木）及び令和2年5月22日（金）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和2年5月28日（木）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月1日（月）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月1日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048 (829) 1181 FAX 048 (829) 1986

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課
電話 048 (829) 1126 FAX 048 (829) 1978

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
電話 048 (829) 1179 FAX 048 (829) 1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Contract for tender:

Printing of Saitama City Disaster Prevention Guidebook (2020 version), 637,200 units

(2) Date and time of tender:

June 1, 2020, 2:00 p.m.

(3) Contact point for the notice:

Procurement Division, Contract Management Department, Finance Bureau, Saitama City
6-4-4, Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan
Tel: 048-829-1181

さいたま市公告（調達）第40号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和2年4月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

ア 小型水槽付消防ポンプ自動車 3台

イ 消防団消防ポンプ自動車 5台

(2) 納入場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局

(3) 特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

ア 1(1)アの物品 令和3年3月10日

イ 1(1)イの物品 令和3年2月22日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和2年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「輸送機器」内の営業種目「特殊車」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和2年4月30日（木）までに資格審査の申請を行うこと。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付期間

公告の日から令和2年5月12日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する購入物品ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年5月21日（木）及び令和2年5月22日（金）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において競争入札に付する購入物品ごとの返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和2年5月28日（木）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

(7) 1(1)アの物品 令和2年6月1日（月）午後2時15分

(イ) 1(1)イの物品 令和2年6月1日（月）午後2時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月1日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局警防部警防課
電話 048(833)7394 FAX 048(833)7201

7 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

要

8 その他

- (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所
ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付
ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Contract for tender:

- ① Pumper Fire Truck with Small Water Tank, 3 Units
- ② Pumper Fire Truck, 5 Units

- (2) Date and time of tender:

- ① June 1, 2020, 2:15 p.m.
- ② June 1, 2020, 2:30 p.m.

- (3) Contact point for the notice:

Procurement Division, Contract Management Department, Finance Bureau, Saitama City
6-4-4, Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan
Tel: 048-829-1181

さいたま市公告（調達）第41号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和2年4月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市立高砂小学校外56校電話設備機器賃貸借
- (2) 借入場所
さいたま市浦和区岸町4-1-29外
- (3) 数量・特質等
入札説明書のとおり
- (4) 借入期間

令和2年10月1日から令和10年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和2年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登録されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登録のない者（当該営業種目について登録がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和2年5月7日（木）までに資格審査の申請を行うこと。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 本入札の公告日から起算し、過去2年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と同規模の契約を2件以上締結している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育財務課
担当 財務係 電話 048(829)1635
- (2) 交付期間
公告の日から令和2年5月18日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）
- (3) 交付費用
無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登録されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

- (2) 受付期間
3(2)に同じ
- (3) 受付場所
3(1)に同じ
- (4) 提出方法
持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
3(1)に同じ
- (2) 交付日時
令和2年5月21日(木) 午前9時から午後5時まで
- (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和2年6月1日(月) 書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育員会事務局管理部
教育財務課

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月3日(水) 午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額(月額)に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月3日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育員会事務局管理部教育財務課
電話 048（829）1635 FAX 048（829）1989

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
電話 048（829）1179 FAX 048（829）1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市教育員会事務局管理部教育財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Lease contract for tender:

Telephone equipment for 57 Saitama municipal elementary schools including Takasago Elementary School

(2) Date and time of tender:

June 3, 2020, 10:00 a.m.

(3) Contact point for the notice:

Education Finance Division, Department of Management, Secretariat, Saitama City
Board of Education

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1635

さいたま市公告（調達）第42号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和2年4月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

協働学習用ソフトウェア賃貸借（R2～小35校・中21校）

(2) 借入場所

さいたま市西区西遊馬189-1 馬宮東小学校外55校

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 借入期間

令和2年9月1日から令和7年8月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和2年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「学校・保育用品」内の営業種目「学校用品」又は種目「レンタル・リース」内の「OA機器リース等」若しくは「レンタル・リースその他」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和2年4月30日（木）までに資格審査の申請を行うこと。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要

綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課
担当 研究推進・振興係 電話 048(829)1659

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/001/p064861.html>

(2) 交付期間

公告の日から令和2年5月12日（火）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和2年5月19日（火）午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和2年6月1日（月）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(6) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月3日（水）午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(7) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(8) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月3日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(6)イに同じ

(9) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(10) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(11) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課
電話 048(829)1646 FAX 048(829)1990

(12) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課
電話 048(829)1659 FAX 048(829)1990

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所
ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 入札参加者は、入札後、本公告等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Lease contract for tender:

Software for collaborative learning for 56 Saitama municipal schools (FY 2020)

(2) Date and time of tender:

June 3, 2020, 9:30 a.m.

(3) Contact point for the notice:

1st Supervision Division, Department of School Education, Saitama City Board of Education

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1659

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市公示第7号

次のとおり落札者等について公示します。

令和2年4月15日

さいたま市長 清水 勇 人

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①7-1 ②さいたま市帳票印刷業務 一式 ③さいたま市都市戦略本部情報政策部 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和2年3月9日 ⑤株式会社コタニ浦和営業所 所長 平沢貴夫 さいたま市浦和区仲町2-18-8 ⑥34,251,129円 ⑦一般競争入札 ⑧令和2年1月20日 さいたま市公告（調達）第2号

①7-2 ②さいたま市データエントリ業務 一式 ③さいたま市都市戦略本部情報政策部 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和2年3月19日 ⑤株式会社KSKデータ 代表取締役 石坂郁夫 さいたま市大宮区吉敷町1-92-3 ⑥16,466,406円 ⑦一般競争入札 ⑧令和2年1月20日 さいたま市公告（調達）第3号

①7-3 ②さいたま市国民健康保険システム保守業務 一式 ③さいたま市都市戦略本部情報政策部 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和2年3月23日 ⑤株式会社アイネス首都圏営業第二部 部長 露崎祐行 東京都中央区晴海3-10-1 ⑥52,206,000円 ⑦随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

①7-4 ②さいたま市本庁舎外清掃業務 一式 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和2年3月6日 ⑤株式会社むさしビルクリーナー 代表取締役 坪

井宣子 さいたま市浦和区常盤3-3-9 ⑥47, 259, 740円 ⑦一般競争入札 ⑧令和2年1月20日さいたま市公告(調達)第7号

①7-5 ②令和2年度さいたま市福祉及び子育て支援医療費支給データ処理業務 一式 ③さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和2年3月6日 ⑤株式会社KSKデータ 代表取締役 石坂郁夫 さいたま市大宮区吉敷町1-92-3 ⑥34, 719, 300円 ⑦一般競争入札 ⑧令和2年1月20日さいたま市公告(調達)第9号

①7-6 ②さいたま市療育センターさくら草送迎バス運行業務 一式 ③さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草 さいたま市桜区田島2-16-2 ④令和2年3月4日 ⑤関東自動車株式会社 代表取締役 宇野三花 さいたま市浦和区仲町2-3-19 平田ビル3階 ⑥30, 602, 440円 ⑦一般競争入札 ⑧令和2年1月20日さいたま市公告(調達)第14号

①7-7 ②さいたま市クリーンセンター大崎ごみ搬入管理業務 一式 ③さいたま市環境局施設部クリーンセンター大崎 さいたま市緑区大字大崎317 ④令和2年3月6日 ⑤株式会社ケント・コーポレーション 代表取締役 森谷行雄 さいたま市浦和区本太2-9-24 ⑥180, 180, 000円 ⑦一般競争入札 ⑧令和2年1月20日さいたま市公告(調達)第17号

①7-8 ②さいたま市食肉中央卸売市場で使用する電気 3, 330, 000キロワット時 ③さいたま市経済局農業政策部食肉中央卸売市場 さいたま市大宮区吉敷町2-23 ④令和2年3月17日 ⑤東京電力エナジーパートナー株式会社 代表取締役 秋本展秀 東京都千代田区内幸町1-1-3 ⑥59, 120, 938円 ⑦一般競争入札 ⑧令和2年3月3日さいたま市公告(調達)第32号

①7-9 ②消防救急デジタル無線移動局装置保守業務 一式 ③さいたま市消防局警防部指令課 さいたま市浦和区常盤6-1-28 ④令和2年3月10日 ⑤富士通株式会社関東支社支社長 恒成和広 さいたま市大宮区桜木町1-11-20 大宮JPビルディング ⑥34, 650, 000円 ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

①7-10 ②消防救急デジタル無線基地局設備保守業務 一式 ③さいたま市消防局警防部指令課 さいたま市浦和区常盤6-1-28 ④令和2年3月10日 ⑤東日本電信電話株式会社埼玉事業部 取締役埼玉事業部長 榎原明 さいたま市浦和区常盤5-8-17 ⑥58, 938, 000円 ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

①7-11 ②さいたま市収納データ作成等処理業務 一式 ③さいたま市出納室出納課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和2年2月7日 ⑤AGS株式会社 代表取締役 原俊樹 さいたま

市浦和区針ヶ谷4-3-25 ⑥71, 778, 619円 ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当

①7-12 ②さいたま市教職員人事給与システム運用保守業務 一式 ③さいたま市教育委員会事務局学校教育部教職員給与課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和2年3月23日 ⑤株式会社日立製作所北関東支店 支店長 上田充宏 さいたま市大宮区桜木町1-10-16 ⑥55, 131, 120円 ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号及び第2号該当

○一般競争入札の告示

さいたま市告示第585号

さいたま市マイナポイント事業関連支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市マイナポイント事業関連支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

マイナポイント予約（マイキーID設定）支援、マイナンバーカードの申請サポート等

(4) 履行期間

契約締結の日から令和2年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「イベント・催事」又は「電算」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受け

ている期間がない者であること。

- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（J I S Q 1 5 0 0 1）付与認定を受けている者であること。
- (5) 国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体を相手方として、同種同様の契約実績を2件以上有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部情報政策部

担当 ICT政策担当 電話 048（829）1047

イ さいたま市ホームページからダウンロード（入札説明書のみ）

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/index.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和2年4月22日（水）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和2年4月23日（木）まで（持参の場合は、休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和2年4月23日（木）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部情報政策部 ICT政策担当

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和2年4月24日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年4月30日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第5会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年4月30日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部
電話 048(829)1064 FAX 048(829)1997

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市都市戦略本部情報政策部
電話 048(829)1047 FAX 048(829)1985

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部情報政策部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第624号

さいたま市マイナポイント事業周知チラシ配布業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年4月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市マイナポイント事業周知チラシ配布業務

(2) 履行場所

さいたま市全域

(3) 業務概要

マイナポイント事業周知チラシ（A4判）の配布（市報さいたま6月号と同時配布）

(4) 履行期間

令和2年5月20日から令和2年6月19日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「運送・運行」の受注希望業務「市報等配送・配布」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7

7号)第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 配布員によって、行政機関が発行する印刷物を特定の行政区域全域に全戸配布(1回あたり、30万世帯以上)した実績(元請に限る。)を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部情報政策部

担当 ICT政策担当 電話 048(829)1047

イ さいたま市ホームページからダウンロード(入札説明書のみ)

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/index.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和2年5月1日(金)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和2年5月7日(木)まで(持参の場合は、休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和2年5月7日(木)必着。書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部情報政策
部ICT政策担当

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和2年5月8日(金) 午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た
場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、1部当たりの額を入札書に記載することとし、当該金額(単価)は、
1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載
された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするの
で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、
見積もった金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和2年5月13日(水) 必着。書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営
戦略部分権・広域行政担当

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月14日(木) 午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階第3会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額(単価)に予定配布部数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただ
し、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、
免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月14日(木) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部
電話 048(829)1064 FAX 048(829)1997

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部情報政策部
電話 048(829)1047 FAX 048(829)1985

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(単価)に予定配布部数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部情報政策部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第643号

さいたまシティスタット基盤の環境構築及び運用支援等について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたまシティスタット基盤の環境構築及び運用支援等

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和2年6月1日から令和3年3月19日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「電算」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 平成30年度以降、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と同種同規模の契約実績が2件以上あることを証明した者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p071676.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和2年4月30日（木）午後4時まで

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和2年4月30日（木）まで

(3) 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部情報政策部
統計情報担当

(4) 提出方法

郵送。一般書留又は簡易書留にて受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和2年5月11日(月)を目途に発送する。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和2年5月15日(金)

イ 送付先

4(3)に同じ

ウ 提出方法

4(4)に同じ

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月18日(月)午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第3会議室

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話 048(829)1064 FAX 048(829)1997

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部情報政策部

電話 048(829)1119 FAX 048(829)1985

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第644号

さいたまシティスタット基盤ソフトウェア賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたまシティスタット基盤ソフトウェア賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和2年8月1日から令和5年7月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「事務用品・什器」内の営業種目「電算用品」若しくは「コンピューターソフト」又は種目「レンタル・リース」内の「OA機器リース等」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- 3 入札説明書の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。
- (1) 交付方法
- さいたま市ホームページからダウンロード
- <https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/005/p071678.html>
- (2) 交付期間
- 告示の日から令和2年4月30日（木）午後4時まで
- 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
- ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
- 告示の日から令和2年4月30日（木）まで
- (3) 送付先
- 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部情報政策部
統計情報担当
- (4) 提出方法
- 郵送。一般書留又は簡易書留にて受付期間内必着とする。
- 5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付方法
- 全て郵送とする。
- (2) 交付日
- 令和2年5月11日（月）を目途に発送する。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和2年5月15日（金）

イ 送付先

4(3)に同じ

ウ 提出方法

4(4)に同じ

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月18日（月）午前10時20分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第3会議室

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話 048(829)1064 FAX 048(829)1997

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部情報政策部

電話 048(829)1119 FAX 048(829)1985

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

- (1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第645号

さいたまシティスタット基盤ハードウェア賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたまシティスタット基盤ハードウェア賃貸借
- (2) 借入場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4外
- (3) 数量・特質等
仕様書のとおり
- (4) 借入期間
令和2年8月1日から令和7年7月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「事務用品・什器」内の営業種目「電算用品」若しくは「コンピューターソフト」又は種目「レンタル・リース」内の「OA機器リース等」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約から

の暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/005/p071677.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和2年4月30日（木）午後4時まで

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和2年4月30日（木）まで

(3) 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部情報政策部
統計情報担当

(4) 提出方法

郵送。一般書留又は簡易書留にて受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和2年5月11日（月）を目途に発送する。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和2年5月15日（金）

イ 送付先

4(3)に同じ

ウ 提出方法

4(4)に同じ

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月18日（月）午前10時40分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第3会議室

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話 048(829)1064 FAX 048(829)1997

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部情報政策部

電話 048(829)1119 FAX 048(829)1985

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第641号

さいたま市東京事務所OA機器賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市東京事務所OA機器賃貸借

(2) 借入場所

東京都千代田区平河町2-4-1 日本都市センター会館11階 さいたま市東京事務所

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和2年7月1日から令和7年6月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 賃貸借された納入機器を設置及び設定し、常時正常な状態又は十分に機能が働く状態を維持し、万一問題が生じた場合には、遅滞なく対応ができる者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部
担当 分権・広域行政担当 電話 048（829）1064

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/001/p071716.html>

- (2) 交付期間
告示の日から令和2年5月8日（金）まで（3(1)アにおいてはさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）
 - (3) 交付方法
3(1)アについては、CD-ROMで交付する。
 - (4) 交付費用
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 送付先
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部分権・広域行政担当
 - (4) 提出方法
郵送。一般書留又は簡易書留にて受付期間内必着とする。
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付方法
全て郵送とする。
 - (2) 交付日
令和2年5月14日（木）までに交付する。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法
単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札の日時及び場所
ア 日時
令和2年5月20日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所地下 1 階第 2 会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 2 年 5 月 20 日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する部署

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話 048 (829) 1064 FAX 048 (829) 1997

(8) 業務を担当する部署

東京都千代田区平河町 2-4-1 日本都市センター会館 11 階 さいたま市都市戦略本部東京事務所

電話 03 (5215) 7561 FAX 03 (5215) 7562

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第637号

さいたま市岩槻消防署鋼製什器 一式の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市岩槻消防署鋼製什器 一式

(2) 納入場所

さいたま市岩槻区岩槻5064-1 さいたま市岩槻消防署

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

令和2年6月30日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）の種目「事務用品・什器」内の営業種目「鋼製什器」で登載され、かつ、本市内に本店を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から令和2年4月28日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年5月11日（月）及び令和2年5月12日（火）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月18日（月）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月18日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局総務部消防企画課

電話 048(833)7938 FAX 048(833)7641

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第638号

資機材搬送車（アルミバン）外1件の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
 - ア 資機材搬送車（アルミバン） 1台
 - イ 資機材搬送車（平ボデー） 1台
- (2) 納入場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局
- (3) 特質等

入札説明書のとおり
- (4) 納入期限
 - ア 1(1)アの物品 令和3年2月5日
 - イ 1(1)イの物品 令和3年2月24日
- 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

 - (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）の種目「輸送機器」内の営業種目「特殊車」で登載されている者であること。
 - (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

 - (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048（829）1181
 - (2) 交付期間

告示の日から令和2年4月28日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）
 - (3) 交付費用

無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札に付する購入物品ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
令和2年5月11日(月)及び令和2年5月12日(火)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。
- 6 競争入札参加資格の喪失
- 本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。
- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法
競争入札に付する購入物品ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
 - (ア) 1(1)アの物品 令和2年5月18日(月)午後2時15分
 - (イ) 1(1)イの物品 令和2年5月18日(月)午後2時30分
 - イ 場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室
 - (3) 入札保証金
競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免

除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月18日(月)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局警防部警防課

電話 048(833)7394 FAX 048(833)7201

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第639号

中学校デジタル教科書の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

中学校デジタル教科書

(2) 納入場所

さいたま市南区南本町 2-25-27 さいたま市立岸中学校外 58 か所

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

令和 2 年 6 月 30 日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成 31・32 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）の種目「図書・地図」内の営業種目「図書」又は種目「事務用品・什器」内の営業種目「コンピューターソフト」で掲載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2 の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付期間

告示の日から令和 2 年 4 月 27 日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 13 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に掲載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年5月11日(月)及び令和2年5月12日(火)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月20日(水)午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月20日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所

電話 048(836)1713 FAX 048(838)0888

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第617号

さいたま市軽自動車税申告書データ入力等補助業務（令和3年度当初課税分）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年4月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市軽自動車税申告書データ入力等補助業務（令和3年度当初課税分）

(2) 履行場所

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 大宮区役所5階個人課税課

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和2年6月1日から令和3年5月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定を受けている者であること。
- (5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条に規定する労働者派遣事業許可を受けている者であること。
- (6) 本入札の告示日が属する年度の前年度及び前々年度において、派遣労働者2名以上を10か月以上の期間、主としてパソコン等を用いた事務に従事させる労働者派遣契約を、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と2回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部市民税課
担当 管理・企画係 電話 048(829)1913
- (2) 交付期間
告示の日から令和2年4月24日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）
- (3) 交付方法
CD-ROM
- (4) 交付費用
無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
 - 3(2)に同じ
- (3) 受付場所
 - 3(1)に同じ
- (4) 提出方法
 - 持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
 - 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
 - (1) 交付方法
 - 全て郵送とする。
 - (2) 交付日
 - 令和2年5月7日(木)までに交付する。
- 6 入札手続等
 - (1) 入札方法
 - 単価で行う。入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない1人1時間当たりの金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。
 - (2) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
 - 令和2年5月15日(金)午前10時00分
 - イ 場所
 - さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階第2会議室
 - (3) 入札保証金
 - 見積もった金額(単価)に予定業務数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。
 - (4) 開札の日時及び場所
 - ア 日時
 - 令和2年5月15日(金)入札終了後、直ちに行う。
 - イ 場所
 - 6(2)イに同じ
 - (5) 落札者の決定方法
 - さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (6) 入札の無効
 - さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。
 - (7) 入札事務を担当する課
 - さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部税制課

電話 048(829)1160 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部市民税課

電話 048(829)1913 FAX 048(829)1986

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（支払限度額）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部市民税課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第618号

さいたま市納税催告センター呼びかけ等業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年4月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市納税催告センター呼びかけ等業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部収納対策課さいたま市納税催告センター

(3) 業務概要

さいたま市納税催告センター呼びかけ等業務契約仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、納付の呼びかけ業務等を行う。

(4) 履行期間

令和2年6月1日から令和3年5月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」又は「その他」で登載されている者であること。
 - (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
 - (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。
 - (5) 平成27年度以降、債権の回収に係る電話催告又は納付呼びかけ業務について、国又は人口30万人以上の地方公共団体との契約実績があり、契約書の写し及び業務完了検査済証の写しを提出できる者であること。
- 3 仕様書の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、仕様書を交付するものとする。
- なお、交付期間中に交付場所において仕様書を閲覧に供するものとする。
- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部収納対策課
担当 小花 電話 048(829)1167
 - (2) 交付期間
本入札の告示日から令和2年4月22日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）
- 4 質問の受付及び回答
- 本契約の業務等に質問のある場合は、次のとおり受け付けるものとする。
- (1) 受付方法
電子メール
 - (2) 受付先
さいたま市財政局税務部収納対策課
電子メールアドレス shuuno-taisaku@city.saitama.lg.jp
 - (3) 受付期間
本入札の告示日から令和2年4月17日（金）午前9時まで
 - (4) 回答方法
令和2年4月21日（火）までに電子メールにて随時回答するものとする。
- 5 競争入札参加申込及び参加資格確認

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の配付

ア 配付場所

3(1)に同じ

イ 配付期間

3(2)に同じ

(2) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

ア 提出書類

(ア) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

(イ) 本告示の2(4)及び(5)の資格を有することを証する書面の写し

イ 提出場所

3(1)に同じ

ウ 提出期間

3(2)に同じ

エ 提出方法

持参

(3) 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書（以下「通知」という。）を交付するものとする。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和2年4月24日（金）午前9時から午後4時まで

ウ 交付方法

郵送希望者については、5(2)の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和2年4月28日（火）午後4時までにさいたま市財政局税務部収納対策課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札及び開札の立会いに関する者の事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とし、1名のみ入札場所に入場できる。代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければならない。

8 入札手続等

(1) 入札参加資格者の確認

ア 入札時には入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、

入札に参加できない。

(2) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(6) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度入札した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

9 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和2年4月30日（木）午後2時00分

(2) 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下1階第2会議室

10 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

11 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和2年4月30日（木）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

9(2)に同じ

12 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

13 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範

圏内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを引くことを辞退できない。

1.4 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

1.5 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部税制課

電話 048(829)1160 FAX 048(829)1986

1.6 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部収納対策課

電話 048(829)1167 FAX 048(829)1962

1.7 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

1.8 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に基づく請求書を受理した日から30日以内に当該代金を支払う。原則として毎月払いとするが、詳細については、委託者と協議して決定する。

1.9 その他

- (1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約書の作成を要する。
- (4) 仕様書は、開札後、さいたま市財政局税務部収納対策課へ返却すること。
- (5) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部収納対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第621号

さいたま市市議会だより企画編集業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年4月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市市議会だより企画編集業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

さいたま市議会が年度4回発行する広報紙「市議会だよりさいたま」の企画編集に係る業務

(4) 履行期間

令和2年5月18日から令和3年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に、業務「製作等」の受注希望業務「パンフレット等」又は「デザイン」で掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体の広報紙を企画編集する旨の契約を締結し、納入した実績を有する、又は、告示日現在において納入中である者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市議会ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/gikai/005/keiyaku/index.html>

(2) 交付期間

本入札の告示日から令和2年4月24日（金）まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登録されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

本入札の告示日から令和2年4月27日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書課
担当 広報係 電話 048（829）1748

- (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
4(3)に同じ
- (2) 交付日時
令和2年4月30日(木) 午前9時から午後4時まで
- (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 競争入札参加資格の有無の再確認
入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、令和2年5月7日(木) 午後4時までに、さいたま市議会局総務部秘書課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。
- 7 入札方法等
- (1) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札の日時及び場所
- ア 日時
令和2年5月11日(月) 午前11時00分
- イ 場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所議会棟3階第1委員会室
- (3) 入札保証金
見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。
- (4) 開札の日時及び場所
- ア 日時
令和2年5月11日(月) 入札終了後、直ちに行う。
- イ 場所
7(2)イに同じ
- (5) 入札参加資格者の確認
- ア 入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。
- イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。
- (6) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(7) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(8) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(9) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

8 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未滿の入札をした者は、再度入札に参加できない。

9 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

10 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

11 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部総務課
電話 048(829)1747 FAX 048(829)1984

12 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書課
電話 048(829)1748 FAX 048(829)1984

13 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

14 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市議会局総務部秘書課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第646号

さいたま市立仲本小学校仮設校舎賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立仲本小学校仮設校舎賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市浦和区本太2-12-31

(3) 業務概要

仕様書等のとおり

(4) 借入期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 入札参加形態

単体企業とする。

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(建設工事)(以下「名簿」という。)に業種「建築工事業」の等級区分がSで登載され、かつ、市内に本店、支店、又は営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てを行っていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てを行っていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。

(5) 設計に対応する建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく建築士事務所登録を受けている者で、当該設計及び工事監理に同法に基づく一級建築士を配置できる者であること。

- (6) 工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種に係る技術者の資格を有する者を、同法第26条の規定に基づき当該工事に配置できる者であること。なお、専任で配置する技術者は参加申請日以前に恒常的に3か月以上の雇用関係にある者であること。
- (7) 本体構造において、自社の構造設計一級建築士の設計にて適合性の確認ができる者であること。
- (8) 過去10年以内に学校施設において、同種同程度の賃貸借契約における校舎施工実績がある者であること。

3 仕様書等の閲覧及び貸出

仕様書等は、閲覧又は貸出の方法により供するものとし、貸出を希望する者は、仕様書等貸出申請書により、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課へ申請し、承認を受けなければならない。

(1) 閲覧又は貸出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課
担当 施設第1係 電話 048（829）1636

(2) 閲覧又は貸出期間

本告示の日から令和2年4月30日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

4 一般競争入札参加資格等確認書類の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格等確認申請書
- イ 一般競争入札参加資格等確認資料
- ウ 2(1)に規定する業種について、名簿に登載されていることを証する書類の写し
- エ 2(5)に規定する建築士法第23条の3第2項の規定に基づく建築士事務所登録を受けていることを証する書類の写し及び配置予定の技術者に係る一級建築士免許証の写し
- オ 2(6)に規定する配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し又は監理技術者資格者証の表面と裏面の写し及び配置予定の技術者に係る参加申請日以前に恒常的に3か月以上の雇用関係を証する書類の写し
- カ 2(7)に規定する配置予定の技術者に係る構造設計一級建築士免許証の写し
- キ 2(8)に規定する契約実績の分かる書類の写し

(2) 一般競争入札参加資格等確認申請書の配布

- ア 配布場所
3(1)に同じ
- イ 配布期間
3(2)に同じ

(3) 一般競争入札参加資格等確認申請書の提出

- ア 受付場所
3(1)に同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年5月15日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4(3)の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、3(2)の期間内に質疑応答書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)に同じ

イ 提出方法

4(3)ウに同じ

ウ 受付期間

3(2)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)に同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加申請の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。なお、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(3) 入札書の提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月27日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月27日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することはできない。

(9) 入札の辞退

入札の参加を認められた場合であっても、辞退することができる。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(11) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課

電話 048(829)1623 FAX 048(829)1989

(12) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課

電話 048(829)1636 FAX 048(829)1989

8 落札者の決定方法

予定価格の110分の100の価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

9 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

10 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課及びホームページにおいて閲覧

できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第647号

さいたま市立浦和別所小学校仮設校舎賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立浦和別所小学校仮設校舎賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市南区別所2-5-34

(3) 業務概要

仕様書等のおり

(4) 借入期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 入札参加形態

単体企業とする。

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「名簿」という。）に業種「建築工事業」の等級区分がSで登載され、かつ、市内に本店、支店、又は営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てを行っていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てを行っていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。

- (5) 設計に対応する建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく建築士事務所登録を受けている者で、当該設計及び工事監理に同法に基づく一級建築士を配置できる者であること。
- (6) 工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種に係る技術者の資格を有する者を、同法第26条の規定に基づき当該工事に配置できる者であること。なお、専任で配置する技術者は参加申請日以前に恒常的に3か月以上の雇用関係にある者であること。
- (7) 本体構造において、自社の構造設計一級建築士の設計にて適合性の確認ができる者であること。
- (8) 過去10年以内に学校施設において、同種同程度の賃貸借契約における校舎施工実績がある者であること。

3 仕様書等の閲覧及び貸出

仕様書等は、閲覧又は貸出の方法により供するものとし、貸出を希望する者は、仕様書等貸出申請書により、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課へ申請し、承認を受けなければならない。

(1) 閲覧又は貸出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課
担当 施設第1係 電話 048（829）1636

(2) 閲覧又は貸出期間

本告示の日から令和2年4月30日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

4 一般競争入札参加資格等確認書類の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格等確認申請書
- イ 一般競争入札参加資格等確認資料
- ウ 2(1)に規定する業種について、名簿に登載されていることを証する書類の写し
- エ 2(5)に規定する建築士法第23条の3第2項の規定に基づく建築士事務所登録を受けていることを証する書類の写し及び配置予定の技術者に係る一級建築士免許証の写し
- オ 2(6)に規定する配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し又は監理技術者資格者証の表面と裏面の写し及び配置予定の技術者に係る参加申請日以前に恒常的に3か月以上の雇用関係を証する書類の写し
- カ 2(7)に規定する配置予定の技術者に係る構造設計一級建築士免許証の写し
- キ 2(8)に規定する契約実績の分かる書類の写し

(2) 一般競争入札参加資格等確認申請書の配布

- ア 配布場所
3(1)に同じ
- イ 配布期間
3(2)に同じ

(3) 一般競争入札参加資格等確認申請書の提出

ア 受付場所

3(1)に同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年5月15日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4(3)の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、3(2)の期間内に質疑応答書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)に同じ

イ 提出方法

4(3)ウに同じ

ウ 受付期間

3(2)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)に同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加申請の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。なお、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(3) 入札書の提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月27日（水）午前10時20分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月27日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することはできない。

(9) 入札の辞退

入札の参加を認められた場合であっても、辞退することができる。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(11) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課

電話 048(829)1623 FAX 048(829)1989

(12) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課

電話 048(829)1636 FAX 048(829)1989

8 落札者の決定方法

予定価格の110分の100の価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

9 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

10 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第648号

さいたま市立大谷場東小学校仮設校舎賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立大谷場東小学校仮設校舎賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市南区大谷場2-13-54

(3) 業務概要

仕様書等のおり

(4) 借入期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 入札参加形態

単体企業とする。

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「名簿」という。）に業種「建築工事業」の等級区分がSで登載され、かつ、市内に本店、支店、又は営業所を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てを行っていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第22

5号)に基づき再生手続開始の申立てを行っていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。

- (5) 設計に対応する建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく建築士事務所登録を受けている者で、当該設計及び工事監理に同法に基づく一級建築士を配置できる者であること。
- (6) 工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種に係る技術者の資格を有する者を、同法第26条の規定に基づき当該工事に配置できる者であること。なお、専任で配置する技術者は参加申請日以前に恒常的に3か月以上の雇用関係にある者であること。
- (7) 本体構造において、自社の構造設計一級建築士の設計にて適合性の確認ができる者であること。
- (8) 過去10年以内に学校施設において、同種同程度の賃貸借契約における校舎施工実績がある者であること。

3 仕様書等の閲覧及び貸出

仕様書等は、閲覧又は貸出の方法により供するものとし、貸出を希望する者は、仕様書等貸出申請書により、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課へ申請し、承認を受けなければならない。

(1) 閲覧又は貸出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課
担当 施設第1係 電話 048(829)1636

(2) 閲覧又は貸出期間

本告示の日から令和2年4月30日(木)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

4 一般競争入札参加資格等確認書類の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書

イ 一般競争入札参加資格等確認資料

ウ 2(1)に規定する業種について、名簿に登載されていることを証する書類の写し

エ 2(5)に規定する建築士法第23条の3第2項の規定に基づく建築士事務所登録を受けていることを証する書類の写し及び配置予定の技術者に係る一級建築士免許証の写し

オ 2(6)に規定する配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し又は監理技術者資格者証の表面と裏面の写し及び配置予定の技術者に係る参加申請日以前に恒常的に3か月以上の雇用関係を証する書類の写し

カ 2(7)に規定する配置予定の技術者に係る構造設計一級建築士免許証の写し

キ 2(8)に規定する契約実績の分かる書類の写し

(2) 一般競争入札参加資格等確認申請書の配布

ア 配布場所

3(1)に同じ

イ 配布期間

3(2)に同じ

(3) 一般競争入札参加資格等確認申請書の提出

ア 受付場所

3(1)に同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年5月15日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4(3)の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、3(2)の期間内に質疑応答書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)に同じ

イ 提出方法

4(3)ウに同じ

ウ 受付期間

3(2)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)に同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加申請の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。なお、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(3) 入札書の提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月27日（水）午前10時40分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月27日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することはできない。

(9) 入札の辞退

入札の参加を認められた場合であっても、辞退することができる。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(11) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課
電話 048(829)1623 FAX 048(829)1989

(12) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課
電話 048(829)1636 FAX 048(829)1989

8 落札者の決定方法

予定価格の110分の100の価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

9 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

10 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

○変更

さいたま市告示第623号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により令和2年4月1日さいたま市告示第585号において公告した一般競争入札について、次のとおり変更する。

令和2年4月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更する一般競争入札

件名 さいたま市マイナポイント事業関連支援業務

2 変更する箇所

(1) 6 入札手続等に以下の項目を追記

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和2年4月28日（火）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部分権・広域行政担当

(2) 上記に伴う訂正

変更前の6(2)から(8)までは、変更後の(2)追記に伴い項番を繰り下げる。

(※さいたま市契約公報第7号中、25ページの変更)

〔水道局〕

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市水道局公示第6号

次のとおり落札者等について公示します。

令和2年4月15日

さいたま市水道事業管理者 森 田 治

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住

所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①6-1 ②(1)さいたま市水道局東部配水場で使用する電気 4,349,800キロワット時 (2)さいたま市水道局西部配水場で使用する電気 5,425,500キロワット時 (3)さいたま市水道局北部配水場で使用する電気 5,252,200キロワット時 (4)さいたま市水道局尾間木配水場で使用する電気 3,166,500キロワット時 (5)さいたま市水道局白幡配水場外1か所で使用する電気 5,392,500キロワット時 ③さいたま市水道局業務部管財課 さいたま市浦和区常盤6-14-16 ④令和2年3月5日 ⑤東京電力エナジーパートナー株式会社 代表取締役 秋本展秀 東京都千代田区内幸町1-1-3 ⑥(1)75,846,752円 (2)97,584,165円 (3)89,317,316円 (4)54,418,447円 (5)91,087,003円 ⑦一般競争入札 ⑧令和2年1月20日さいたま市水道局公告（調達）第1号

①6-2 ②さいたま市水道局水道総合センターで使用する電気 2,438,800キロワット時 ③さいたま市水道局業務部管財課 さいたま市浦和区常盤6-14-16 ④令和2年3月5日 ⑤株式会社F-Power 代表取締役 沖隆 東京都港区芝浦3-1-21 ⑥42,741,916円 ⑦一般競争入札 ⑧令和2年1月20日さいたま市水道局公告（調達）第2号

①6-3 ②次亜塩素酸ナトリウム（単価契約） 503,000kg ③さいたま市水道局業務部管財課 さいたま市浦和区常盤6-14-16 ④令和2年3月5日 ⑤大和化成株式会社埼玉営業所 所長 福田孝司 埼玉県幸手市上吉羽字堤外1870-17 ⑥61.49円（単価） ⑦一般競争入札 ⑧令和2年1月20日さいたま市水道局公告（調達）第3号

①6-4 ②水道局基幹系システム管理業務 一式 ③さいたま市水道局業務部管財課 さいたま市浦和区常盤6-14-16 ④令和2年2月27日 ⑤一般財団法人埼玉水道サービス公社 代表理事 倉林克昌 さいたま市北区東大成町2-445-1 さいたま水道総合センター2階 ⑥(1)保守料 ア 水道料金システム管理作業 3,885,000円（月額） イ 企業会計システム管理作業 1,731,100円（月額） ウ 個別業務サブシステム管理作業 80,000円（月額） エ ネットワーク維持管理運用業務 649,200円（月額） (2)不定期作業 他システムに係る支援作業 84,000円/回（単価） ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

①6-5 ②水道局基幹系システム機器管理業務 一式 ③さいたま市水道局業務部管財課 さいたま市浦和区常盤6-14-16 ④令和2年2月27日 ⑤一般財団法人埼玉水道サービス公社 代表理事 倉林克昌 さいたま市北区東大成町2-445-1 さいたま水道総合センター2階 ⑥39,408,204円 ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

①6-6 ②水道料金及び企業会計システムに係る電算処理等業務（単価契約） 一式 ③さいたま

市水道局業務部管財課 さいたま市浦和区常盤6-14-16 ④令和2年2月27日 ⑤一般財団法人埼玉水道サービス公社 代表理事 倉林克昌 さいたま市北区東大成町2-445-1 さいたま水道総合センター2階 ⑥(1)企業会計システム帳票出力業務 ア 出納帳票作業 52,400円(月額) イ 予算帳票作業 48,200円/回(単価) (2)検針業務 ア 「使用水量のお知らせ票」作成業務 7.40円/件(単価) イ 使用水量のお知らせ票 帳票発注業務 3.25円/件(単価) ウ 下水道単独使用者あて「下水道使用料のお知らせ票」作成・圧着作業 7.40円/件(単価) エ 下水道使用料のお知らせ票 帳票発注業務 70.25円/件(単価) (3)調定業務 ア 水道料金調定作業 (ア)口座制 14.30円/件(単価) (イ)納付制 14.30円/件(単価) (ウ)クレジットカード制 14.25円/件(単価) イ 下水道使用料調定作業 (ア)下水道分 1.90円/件(単価) (イ)コンプラ分 1.90円/件(単価) (4)収納業務 ア 収納消込作業(口座制) 14.25円/件(単価) イ 収納消込作業(納付制) 14.25円/件(単価) ウ 収納消込作業(クレジットカード制) 14.25円/件(単価) エ 下水道使用料収納消込作業(口座制・納付制) 1.90円/件(単価) オ 納入通知書作成圧着作業(口座不能以外) 7.40円/件(単価) カ 納入通知書作成作業(口座不能) 6.10円/件(単価) キ 口座登録完了通知作成圧着作業 7.40円/件(単価) ク 手続書作成・圧着(クレジットカード制) 7.40円/件(単価) ケ 登録完了通知作成・圧着(クレジットカード制) 7.40円/件(単価) コ 光回線及びプロバイダの使用料(クレジットカード制) 11,200円(月額) サ ファイアウォールの保守賃料 2,820円(月額) シ 下水道単独「納入通知書」作成圧着作業 7.40円/件(単価) ス 下水道単独「納入通知書(口座不能)」作成作業 6.10円/件(単価) セ 納入通知書帳票発注業務(水道料・圧着) 4.25円/件(単価) ソ 水道料金等のお支払いについて帳票発注業務(口座・カード登録完了) 5.05円/件(単価) タ クレジットカード決済手続き所帳票発注業務 4.55円/件(単価) チ 下水道単独「納入通知書」帳票発注業務 70.25円/件(単価) ツ 督促通知作成圧着作業(口座制・兼再振替通知) 7.40円/件(単価) テ 督促通知作成圧着作業(納付制) 7.40円/件(単価) ト 未納整理票作成作業(兼納付書) 6.10円/件(単価) ナ 下水道単独「督促通知」作成圧着作業(口座制) 7.40円/件(単価) ニ 下水道単独「督促通知」作成圧着作業(納付制) 7.40円/件(単価) ヌ 下水道単独「催告通知」作成圧着作業 7.40円/件(単価) ネ 督促通知作成圧着作業(口座制・兼再振替通知) 5.25円/件(単価) ノ 督促通知作成圧着作業(納付制) 5.05円/件(単価) ハ 未納整理票帳票発注業務(兼納付書) 3.85円/件(単価) ヒ 下水道単独「催告通知」帳票発注業務 140.25円/件 (5)検定満期に係る業務 ア 検定満期水道メーター抽出作業 19.70円/件(単価) イ 検定満期取替伝票再作成作業 6.10円/件(単価) ウ 検定満期取替伝票処理作業 10.70円/件(単価) エ 水道メーター記録情報抽出作業 160,000円/件(単価) ⑦随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

①6-7 ②マッピングシステム更新業務(単価契約) 一式 ③さいたま市水道局業務部管財課 さいたま市浦和区常盤6-14-16 ④令和2年3月9日 ⑤水道マッピングシステム株式会社 代表取締役 保坂幸尚 東京都新宿区内藤町87 ⑥(1)マッピングデータ入力作業 ア 配水管等更新(導・送・配水管・弁栓類) (ア)建設工事(登録) 103円/m(単価) 建設工事(削除) 55

円/m (単価) (イ)管理工事 (登録) 151円/m (単価) 管理工事 (削除) 120円/m (単価)
 (ウ)弁栓工事 (登録) 942円/箇所 (単価) 弁栓工事 (削除) 582円/箇所 (単価)
 弁栓工事 (変更) 761円/箇所 (単価) イ 給水管等更新 (ア)新設工事 (登録) 3,172
 円/件 (単価) (イ)改造工事 (登録・削除) 4,468円/件 (単価) (ウ)撤去工事 (削除) 1,
 559円/件 (単価) (エ)取付替工事 (登録・削除) 3,499円/件 (単価) (カ)井水シンボル
 (登録・削除・変更) 374円/個 (単価) ウ 漏水情報更新 修繕工事 (登録) 385円/
 件 (単価) エ 配水支管未布設路線選定支援システム更新作業 (ア)ポリゴン (登録) 701円/
 件 (単価) ポリゴン (削除) 353円/件 (単価) (イ)漏水シンボル (削除) 373円/個 (単
 価) オ 地形図修正等 (ア)名称 (登録) 574円/件 (単価) 名称 (削除) 346円/件 (単
 価) (イ)ライン (登録) 15円/m (単価) ライン (削除) 7円/m (単価) (ウ)ボーリング
 シンボル (登録) 853円/個 (単価) カ 配水管仮入力等 仮入力等 33,375円/人日
 (単価) キ 地形・属性データ変換等作業 (ア)市内全域変換 430,551円/回 (単価) (イ)
 一部区域等変換 193,320円/回 (単価) ク 設定変更等 設定変更等 51,421円/
 人日 (単価) (2)ファイリングデータ入力作業 ア 配・給水管等原図 (A0まで) (登録) 1,6
 82円/枚 (単価) イ 配・給水管等原図 (A0まで・差替) (登録・削除) 2,058円/枚 (単
 価) ウ 配・給水管等原図 (A3まで) (登録) 451円/枚 (単価) エ 配・給水管等原図 (A
 3まで・差替) (登録・削除) 724円/枚 (単価) オ 画像データ (CD等) (登録) 731
 円/件 (単価) カ 私道承諾書 (登録) 548円/枚 (単価) ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の
 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当